

## 序章 本委託業務の目的と方法

### 1. 本委託業務の目的

旧軍飛行場用地問題は戦後58年を経過してもいまだに解決をみていない問題であり、戦後処理事案として国になんらかの措置を求める必要がある。

このことから、本受託業務において、戦後処理事案としての類似案件の調査や嘉手納裁判記録の分析、旧軍関係資料の収集等を行い、併せて、学識経験者による「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」を設置し、客観的な視点で同問題において、どのような措置を国に求めることが適当であるかを検討し、提言を行う。

### 2. 方法

#### (1) 調査期間

平成15年6月～平成16年3月

#### (2) 調査内容

本事業において下記の調査等を行う。

##### 過去の戦後処理事案分析業務

県内外のこれまでの戦後処理事案の事例を調査し、旧軍飛行場用地問題の戦後処理を国に求める基礎資料とする。

##### < 県内事例 >

- ・対米請求権事業、郵便貯金関係事業、八重山地域マラリア戦没者慰謝事業、対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業等

##### < 県外事例 >

- ・シベリア抑留者に対する交付国債に関する調査、国債及び郵便貯金等の償還措置内容の調査等

##### 法制度等の調査

戦中、戦後の法律関係、あるいは、米軍統治下の布令・布告について整理する。

- ・臨時資金調整法、戦時補償特別措置法、緊急開拓事業実施要領、軍政布告第5号、民政布令第128号に関する調査等

##### 裁判記録分析業務等

昭和52年に旧中飛行場(現嘉手納基地の一部)の旧地主が国を相手取り訴訟(嘉手納基地土地所有権確認等訴訟)を起こしている。同訴訟の内容を確認するため、裁判記録を分析する。

また、平成15年4月25日、嘉手納、白保の両地主会が県に対して要請した11の項目について検証を行う。

#### 資料収集業務

国内の旧軍関係の資料を保存している可能性のある下記の図書館等で資料の存否を調査し、収集する。

- ・ 防衛庁防衛研究所、国立公文書館、県公文書館、その他関連機関・施設・人物

#### 旧軍飛行場用地問題調査検討委員会

事務局で収集・整理した資料を参考にし、各委員はそれぞれ次の専門分野について分析を行い、委員会に報告する。

- ・ 歴史：旧軍による接收当時から復帰までの当時の状況を検証する。
- ・ 法律：臨時資金調整法や嘉手納裁判記録等を検証する。
- ・ 行政：既に解決をみた戦後処理事案を検証し、さらに、歴史的、法律的経緯等を総合的に勘案し、国に求める内容を検討する。

#### < 検討委員会実施期日 >

第1回検討委員会	平成15年	7月18日
第2回検討委員会	"	10月1日
第3回検討委員会	"	11月28日
第4回検討委員会	平成16年	1月23日

### 業務の流れ

